

枚方市が所有する塵芥自動車の車体利用による有料広告掲載に関する基準

平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、枚方市有料広告の取扱いに関する要綱(平成 19 年 3 月 30 日枚方市要綱第 24 号。以下「要綱」という。)第 5 条の規定に基づき、本市が所有する塵芥自動車の車体を利用して有料広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載主体に係る基準)

第 2 条 要綱第 3 条第 1 号から第 5 号までに掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、有料広告を掲載することができないものとする。

- (1) 本市が発注する契約の指名競争入札参加者の指定を停止されている者
- (2) 枚方市建設工事等暴力団排除要綱に基づき、入札等除外措置を受けている者
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。
ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者は除く。
- (4) 本市と係争中の者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、本市が不相当と認める者

(掲載内容に係る基準)

第 3 条 要綱第 4 条第 1 号から第 8 号までに掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは、有料広告として掲載することができないものとする。

- (1) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの
- (2) 風紀上好ましくない表現があるもの
- (3) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの
- (4) 消費者保護の観点から適切でないもの及び犯罪行為を容認・誘発するおそれのあるもの
- (5) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの
- (6) 自己の優位性を強調するために他を中傷するもの及び引き合いとするもの
- (7) 本市が広告をしているような誤解をあたえるもの及び広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のあるもの
- (8) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの及び不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (9) 広告内容が非科学的と考えられるようなもの及び事実と異なるもの
- (10) 個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの
- (11) 求人広告又はこれに類するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本市が不相当と認めるもの

(掲載位置及び掲載方法)

第 4 条 掲載位置及び掲載方法については、次の各号のとおりとする。

- (1) 掲載位置は、別紙に示す塵芥自動車の架装部の側面(2 面)及び後部(2 枠)とする。
- (2) 掲載方法は、広告図案を施したラッピングフィルム又はカッティングシート等再剥離が可能な素材(以下「ラッピングシート」という。)を貼り付ける方法で行い、車体塗装による方法は行わないこととする。ただし、架装部後部(2 枠)については、マグネットシートの貼付によるものも可能とする。

(掲載期間)

第 5 条 掲載期間は 3 か月単位とし、継続は可能とする。ただし、広告の貼付及び除去は、いずれも期間内に行うものとする。なお、掲載期間を延長する場合は 1 か月前までに書面で申し込むものとする。

また、広告の掲載を申し込む者(以下「掲載申込者」という。)から書面による申出があった場合は、期間中であっても広告掲載をとりやめることができるものとし、納付済みの掲載料については原則として返還しないものとする。

(掲載の申込方法)

第6条 掲載申込者は、申込書に掲載しようとする広告図面等を添えて、次に掲げる申込先に申し込むものとする。

申込先

枚方市環境部循環型社会推進課

〒573-1162 枚方市田口5丁目1番1号

電話 072-807-6211 FAX 072-849-6645

(掲載の決定)

第7条 掲載広告は、要綱第7条第1項に規定する有料広告関係課会議において掲載することが適当と認められた広告に決定する。

2 前項の規定により掲載が適当と認められた広告が、第4条に規定する面数及び枠数を超えた場合は環境部で掲載広告を次の順位で決定するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人
- (2) 公益法人その他公共的団体
- (3) 本市内に事務所及び事業所を有する法人

(掲載料及びその納付方法)

第8条 掲載料は、次に掲げる表の掲載位置欄ごとに同表の掲載料欄に掲げる金額とし、同表の納付方法欄に掲げる方法により納付するものとする。ただし、広告デザイン費、ラッピングシート代、塵芥自動車へのラッピング作業に係る費用等については、掲載申込者が負担するものとする。

2 本市は、塵芥自動車運行中の広告の破損等に対し、本市の負担において修繕するものとする。

掲載位置	掲載料	納付方法
架装部側面 (2面) ^{注1} 縦 120cm×横 200cm	37,500円/3か月 (12,500円/月額)	納付書を用い前納により納付すること。
架装部後部 (1枠) 縦 40cm×横 50cm	7,500円/3か月 (2,500円/月額)	
塵芥自動車1台分セット 架装部側面 (2面) 架装部後部 (2枠)	37,500円/3か月	

(注1) 架装部側面は、左右2面セットとし、どちらか一方での掲載は行わない。

(広告の作成基準)

第9条 広告の作成については、次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の図案は、第3条に示す基準に合致し、道路交通及び車両運行上、支障とならないよう配慮すること。
- (2) ラッピングシート及び掲載する広告には、著しい発光、蛍光又は反射の効果を有する材料等を使用しないこと。
- (3) ラッピングシートを車体に貼り付けるために使用する接着剤は、再剥離が可能で車体塗装を損傷させることのないものを用いること。
- (4) 掲載申込者は、広告の図案を作成するに当たっては、本市が掲載位置の使用を承諾しただけであることを留意すること。

(広告を掲載した塵芥自動車の運行)

第10条 広告を掲載した塵芥自動車は、市内一円をその運行範囲とし、年末年始の休業日並びに道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条の定期点検、同法第58条の自動車の検査及び架装部の年次点検に要する日を除く月曜日から金曜日まで(年間約240日)運行するものとする。

(車両故障等により運行が不可能となった場合の措置)

第 11 条 有料広告を掲載した塵芥自動車が車両故障等により、運行不可能となった場合においては、その月数が 1 か月を超えるごとに当該月数分掲載期間を延長するものとし、本市は、掲載申込者に対し、その他一切の補償は行わないものとする。なお、その日数が 1 か月に満たない場合でも 1 か月とする。

(掲載満了時における措置)

第 12 条 掲載満了時においては当該広告を除去するものとし、広告の除去については、全て掲載申込者の負担により行うものとする。

(掲載の取りやめ)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取りやめるものとする。

なお、既に広告が掲載されている場合は、当該広告を除去するものとし、全て掲載申込者の負担により行うものとする。

- (1) 掲載申込者が第 2 条の掲載主体に係る基準に該当することとなったとき
- (2) 指定した期日までに掲載料を納付しないとき
- (3) 広告掲載の作業が指定する期日までに完了しないとき
- (4) 広告物の内容等の変更に掲載申込者が応じないとき
- (5) 掲載申込者が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき
- (6) 広告掲載に特に支障があると認められたとき

附則

(施行期日)

第 1 条 この基準は、決裁の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

(枚方市が所有する塵芥自動車の車体利用による有料広告掲載に関する基準の廃止)

第 2 条 枚方市が所有する塵芥自動車の車体利用による有料広告掲載に関する基準（平成 27 年 4 月 28 日）は廃止する。

(別紙) 塵芥自動車の有料広告の掲載位置について

1. 架装部側面の掲載位置



2. 架装部後部の掲載位置

